

# 医科点数表の解釈

平成 30 年 4 月版

## Web 追補 No.4 (平成30年9月号)

平成 30 年 9 月 7 日作成

- 以下の告示・通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
  - 平成30年 8 月 28 日 厚生労働省告示第310号 (平成30年 8 月 29 日適用)
  - 平成30年 8 月 31 日 厚生労働省告示第313号 (平成30年 9 月 1 日適用)
  - 平成30年 8 月 31 日 保医発0831第 1 号 (平成30年 9 月 1 日適用)
  - 平成30年 8 月 31 日 保医発0831第11号 (平成30年 9 月 1 日適用)
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。(http://www.shaho.co.jp/shaho/2018\_sinryo/index.html)

頁	欄	行	変更前	変更後
465	右	下から 8 行目	〔次行に追加〕	<p>(4) メニエール病又は遅発性内リンパ水腫の患者に対し非侵襲中耳加圧装置を用いた療養を実施する場合に、医師が患者又は患者の看護に当たる者に対して、当該療法の方法、注意点及び緊急時の措置等に関する指導を行い、当該患者の指導管理を行う際には当該点数を準用する。なお、この場合は上記(3)を適用しない。 ㊦</p> <p>(平成30. 8. 31 保医発 0831 11)</p> <p>(5) メニエール病又は遅発性内リンパ水腫の患者に対し非侵襲中耳加圧装置を用いた指導管理を行うに当たっては、関連学会の定める適正使用指針に沿って実施した場合に限り算定する。なお、当該点数には指導管理に要する機器等に係る費用が含まれており、別に算定できない。 ㊦</p> <p>(平成30. 8. 31 保医発 0831 11)</p> <p>(6) メニエール病又は遅発性内リンパ水腫の患者に対し非侵襲中耳加圧装置を用いた指導管理を行うに当たって当該点数を準用する場合は、C005在宅患者訪問看護・指導料、C005-1-2同一建物居住者訪問看護・指導料の「(在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料について)」の(4)、<sup>(25)</sup>及びC119在宅経肛門的自己洗腸指導管理料の「(在宅経肛門的自己洗腸指導管理料について)」の(4)(編注; 下記(7))を適用しない。 ㊦</p> <p>(平成30. 8. 31 保医発 0831 11)</p>
465	右	下から 7 行目	(4)	(7)
512	右	上から 2 行目	〔次行に追加〕	<p>エ 本検査の実施に際し、D006-2造血器腫瘍遺伝子検査及びD006-4遺伝学的検査の点数を準用して算定する場合は、「注」に定める施設基準の規定は適用しない。</p>
512	右	上から 2～3 行目	㊦	㊦
			(平成30. 5. 31 保医発 0531 3)	(平成30. 5. 31 保医発 0531 3) (平成30. 8. 31 保医発 0831 11)
518			〔D007血液化学検査の「30」KL-6の所定点数(117点)を準用する項目として追加〕	<p>◇ ECLIA法を用いた25-ヒドロキシビタミンD</p> <p>ア ECLIA法を用いた25-ヒドロキシビタミンDは、D007血液化学検査の「30」KL-6の所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ 本検査は、原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA法により測定した場合にのみ算定できる。ただし、骨粗鬆症の薬剤</p>

頁	欄	行	変更前	変更後
				治療方針の選択時に 1 回に限り算定する。 ウ 本検査を行う場合には、関連学会が定める実施方針を遵守する。 ㊦ (平30. 8. 31 保医発 0831 1)
984	右	上から 13 行目	〔前行に追加〕	〔内視鏡的胆道拡張術について〕
984			〔K 686 内視鏡的胆道拡張術の所定点数 (13, 820 点) を準用する項目として追加〕	◇ 経内視鏡的に経胃又は経十二指腸的に膵嚢胞との瘻孔造設を行った場合は、K 686 内視鏡的胆道拡張術の所定点数を準用して算定できる。なお、この場合は「(内視鏡的胆道拡張術について)」を適用しない。 ㊦ (平30. 8. 31 保医発 0831 11)
1275	—	上から 4 行目	(最終改正;平成30年5月31日 厚生労働省告示第239号)	(最終改正;平成30年8月31日 厚生労働省告示第313号)
1285	—	下から 13 行目	〔次行に追加〕	(10) 骨充填用スプレーサー 3,400円
1293	—	上から 2 行目	〔次行に追加〕	〔編注;承認番号が22900BZX00053000のものについては、平成30年9月1日から平成32年3月31日まで984,000円〕
1297	—	上から 3 行目	〔次行に追加〕	⑤ 大血管用ローテーションシース 263,000円
1301	—	下から 23 行目	〔次行に追加〕	201 膵臓用瘻孔形成補綴材留置システム 493,000円
1305	—	下から 3 行目	〔112 ペースメーカーの項の次に追加〕	120 生体弁 (3) 異種心膜弁 (II) (承認番号)22900BZX00053000 平成30年9月1日から平成32年3月31日まで 984,000円
1307	—	上から 4 行目	(最終改正;平30. 7. 31 保医発 0731 1) 〔黄色網かけはWeb追補No. 3等にて改正済み〕	(最終改正;平30. 8. 31 保医発 0831 11)
1313	右	上から 10~22 行目	(2) 体外式ペースメーカー用カテーテル電極 ア 心臓電気生理学的検査機能付加型の「心房内・心室内全域型」を算定する場合は、区分番号「K595」経皮的カテーテル心筋焼灼術の三次元カラーマッピング加算は算定できない。 イ 心臓電気生理学的検査機能付加型の「心房内・心室内全域型」と、123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテルの「熱アブレーション用・体外式ペースティング機能付き」又は「心房内・心室内全域型」と123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテルの「熱アブレーション用・体外式ペースティング機能付き・特殊型」の両方を使用した場合は、主たるもののみ算定する。	(2) 心臓電気生理学的検査機能付加型の「心房内・心室内全域型」を算定する場合は、区分番号「K595」経皮的カテーテル心筋焼灼術の三次元カラーマッピング加算は算定できない。
1314	右	下から 1 行目	〔次行に追加〕	ウ 大血管用ローテーションシースの使用にあたっては、関連学会の定める当該材料の実施基準に準じて使用した場合に限り算定できる。
1319	右	下から 3 行目	〔次行に追加〕	201 膵臓用瘻孔形成補綴材留置システム 膵臓用瘻孔形成補綴材留置システムの使用にあたっては、関連学会の定める指針に従って使用した場合に限り、算定できる。
1396	—	上から 5 行目	(最終改正;平成30年5月21日 厚生労働省告示第229号)	(最終改正;平成30年8月28日 厚生労働省告示第310号)
1400	—	上から 20 行目	及びスージャヌ配合錠	, スージャヌ配合錠, オデフシ配合錠及びジェミーナ配合錠 (1 回の投薬量が30日分以内である場合に限る。)

